

2024(令和6)～2026(令和8)年度 現金等出納保管改善戦略

1	現金等出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント	
	(1)リスクマネジメントとは目的志向の経営の枠組み	1
	(2)業務手続き、組織、法令、規則、法令解説及び前例等に至るまで自立的な精神でリスク評価	1
	(3)不正を罰する事後対応だけでなく、不正・誤り防止による事前対応へ	1
2	現金出納保管「業務手続き」に対する内部統制	
	(1)公金「現金取扱管理手続き」に対する内部統制	3
	(2)準公金「管理手続き」に対する内部統制	3
	(3)国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行) 公益通報の趣旨周知	6
3	公金「財務管理(業務)システム不正操作防止戦略」及び行動計画	
	(1)財務管理(業務)システム不正操作防止戦略	6
	(2)行動計画(政策企画課、会計課)	6
4	準公金(行政管理資金)管理方法改善戦略及び行動計画	
	(1)準公金管理方法改善戦略	7
	(2)行動計画	10
5	準公金(学校徴収金)管理方法改善戦略及び行動計画	
	(1)準公金(学校徴収金)管理方法改善戦略	13
	(2)行動計画	16
参考		
1	2019年度以降 準公金管理方法改善実績	21
2	教職員働き方改革とは労働安全衛生法遵守に取り組むこと	22
3	準公金発生の背景：総計予算主義の誤解-学校徴収金は私費のため予算編入できない	24
4	学校徴収金(学校長管理資金)のキャッシュレス化から公会計化までの改善事例	25
5	児童手当特別徴収による未収金充当制度	27
6	2020-2021年度小中学校徴収金の状況：訪問調査結果	28

1 現金出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント

(1) リスクマネジメントとは目的志向の経営の枠組み

(目的) 資金管理に関わる不正又は誤りの防止・発見⇒市民の信頼醸成

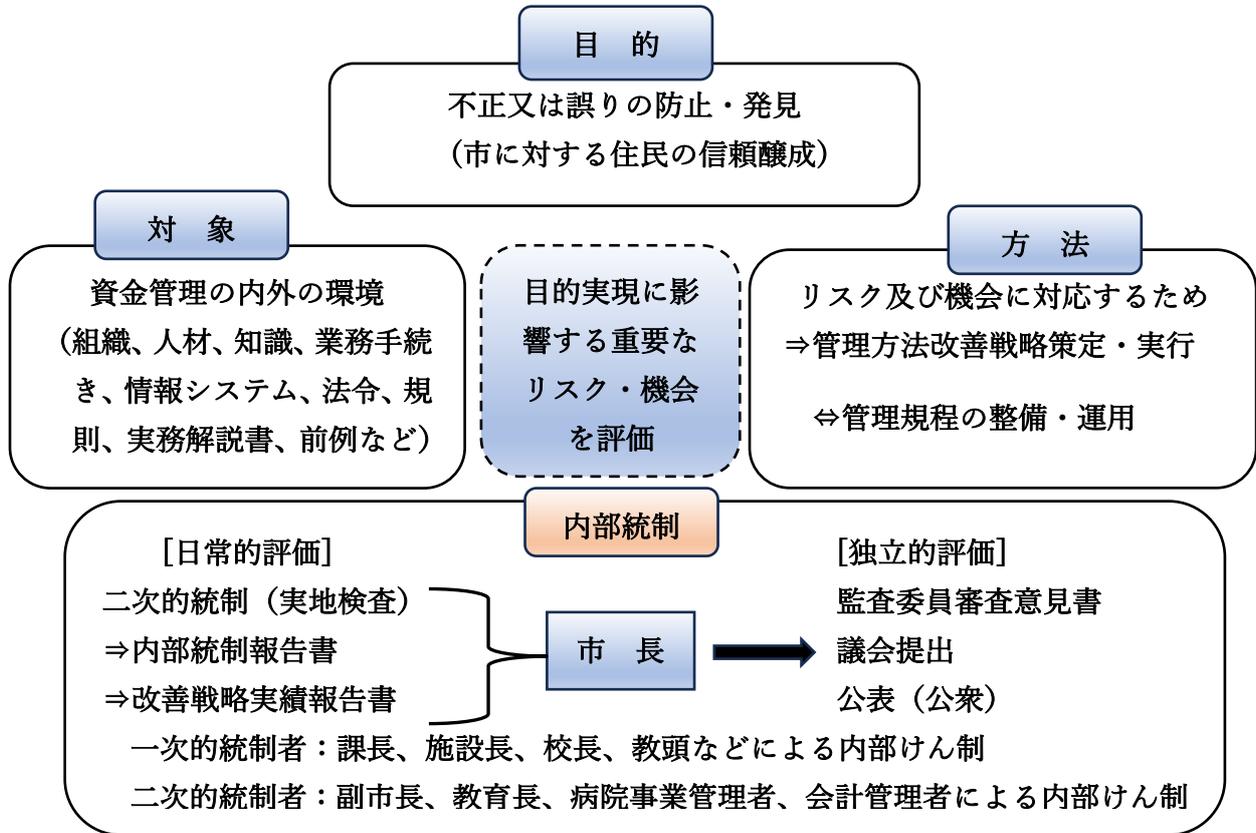
(対象) 資金管理の内外のすべての環境

(方法) 目的の実現に影響する重要なリスクと機会を見出し、

リスクと機会に対応するための戦略を策定・実行+管理規程の整備

(内部統制) すべての関係者 (市長、副市長、教育長、市民病院事業管理者、課長、職員、監査委員
議会、公衆) による評価・統制

図1 現金出納保管の不正・誤りに関するリスクマネジメント



(2) 業務手続き、組織、法令、規則、実務解説及び前例に至るまで、自立的な精神でリスク評価
地方分権改革の核心「法令の自主解釈権獲得」がリスクマネジメントの土台

図2 リスク評価対象のちがひ：総務省「内部統制ガイドライン」と国際規格・国際標準



(3) 不正を罰する事後対応だけでなく、不正・誤り防止による事前対応へ

参考：[総務省]地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 2024年3月

[国際規格]ISO31000:2009 リスクマネジメント、[国際標準]COSO (トレッドウエイ運営委員会支援組織委員会) 内部統制の統合的フレームワーク、COSO (トレッドウエイ運営委員会支援組織委員会) 全社的(ENTER PRIZE)リスクマネジメント～戦略とパフォーマンスの統合

[地方分権改革の理解のために]

①日本の統治機構の特質

ア) (中央) 集権・(行政分野) 融合体制

外交・防衛等を除き、国・県・市町村の行政分野が重なる

イ) 省庁(本社)が企画立案⇒県(支店)監督⇒市町村(出張所)実行

財源：国庫、地方債の元利償還金地方交付税措置(30～95%)

ウ) 集権・融合的官僚主義の悪弊

・現場を持たない省庁が、国民の実情から離れた政策におちいる

・政策実施のための生きた情報の欠如⇒政治家等の個別陳情に依存

②1947年：憲法に初めて「地方自治」制定、地方自治法創設、任命されたの国家官僚

による知事(府県知事・北海道庁長官・東京都長官)から住民選挙による知事へ

③1947年以後：機関委任事務制度が存続した

ア) 市町村・都道府県が省庁の下部機関：通達は地方公共団体への職務命令

イ) 行政実例：法令解釈は省庁へ照会を要し公開された回答が地方公共団体規範へ

1999年地方分権改革以前

[通達] 省庁の自治体への命令

[行政実例] 下級機関(地方公共団体)が法の解釈を省庁に質問した回答を公開⇒地方公共団体の規範

[条例] (法律先占論) 法律の委任がなければ、制定できない



2000年地方分権改革以後

[通達廃止⇒省庁からの助言]

(自治事務) 技術的助言

(法定受託事務) 処理基準

[法令の自主的解釈] 可能になった

[条例] 自主条例の制定が可能になった

地方自治法(自治事務と法定受託事務の創設) 新第2条第8項 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

地方自治法(自治事務：技術的助言) 新第245条の4 各大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体に対し、事務の運営その他の事項について、適切な技術的な助言若しくは勧告をし、必要な資料の提出を求めることができる。

地方自治法(法定受託事務：処理基準) 新第245条の9 各大臣はその所管する法令に係る法定受託事務の処理について都道府県及び市町村がよるべき基準を定めることができる。

国家行政組織法旧第15条① 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第150条の規定により、地方公共団体の長のなす国の行政事務に関し、その長を指揮監督することができる。

※国家行政組織法第14条② 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

地方自治法(機関委任事務) 旧第150条 普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県にあっては主務大臣、市町村にあっては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

地方自治法旧第151条① 都道府県知事はその管理に属する行政庁又は市町村長の権限に属する国又は当該都道府県の事務につき、その処分が成規に違反し又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

2 現金出納保管「業務手続き」に対する内部統制

(1) 公金「現金等取扱い管理手続き」に対する内部統制

① 現金等取扱い管理とはなにか

- ア) 職員が現金等を直接収納し、指定金融機関又は収納代理金融機関に払込むまでの業務
- イ) 職員が現金支払いのため、市から資金前渡された現金を管理する業務

② 現金取扱管理において、多くの不祥事が発生

- ア) 地方自治法の現金等取扱い管理のリスク対応「同法施行令第168条の5 指定金融機関等に対する速やかな現金払込」では不十分
- イ) 国東市は2013年度から現金等取扱管理規程を整備し、実地検査を実施
- ウ) 資金リスクマネジメント条例施行(2020年度)後
会計規則及び公営企業会計規程において、現金等取扱管理規定を整備

表1 公金の現金等取扱管理における不祥事

年度	公共団体	職員	事由
1983	国東町	住民課保健衛生係職員	狂犬病予防接種手数料着服30万円(懲戒免職)
2007	国東市	出張所職員	収納した国民健康保険税着服
2012	国東市	市民病院職員	つり銭保管金亡失11万円
2013	大阪府河内長野市	まちづくり室職員	生活保護資金前渡資金着服(9~11年)3億2,200万円
2018	神奈川県鎌倉市	市民課職員	つり銭保管金亡失 3万円
2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	高齢者バス運賃の着服218万円
2020	沖縄県石垣市	建設部職員	2019年-2020年、市営駐車場精算機から150万円着服。懲戒免職、業務上横領書類送検

出所：報道、地方公共団体ホームページ等

③ 行動計画(会計管理者、市民病院事業管理者)

- ア)(日常的評価) 会計規則等に則った会計手続き実施を実地検査し、内部統制報告書作成
会計管理者及び病院事業管理者⇒実地検査⇒内部統制報告書作成⇒市長

- イ)(独立的評価) 市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(公金の内部統制対象業務) 第4条 抜粋

公金の現金等取扱管理について、次の各号に示す業務を、国東市会計規則、国東市物品管理規則、国東市下水道事業会計規則、国東市水道事業会計規程、国東市工業用水道事業会計規程及び国東市病院事業会計規程において規定する。

(1) 現金収納管理 ア つり銭資金の交付 イ 現金収納金過不足の処理

(2) 収納現金管理 ア 金融機関への速やかな納入 イ 領収書による収入管理

(3) 保管方法

- ア 現金等及び帳票の照合 イ 現金等の安全な保管 ウ 収納印及び領収書の管理

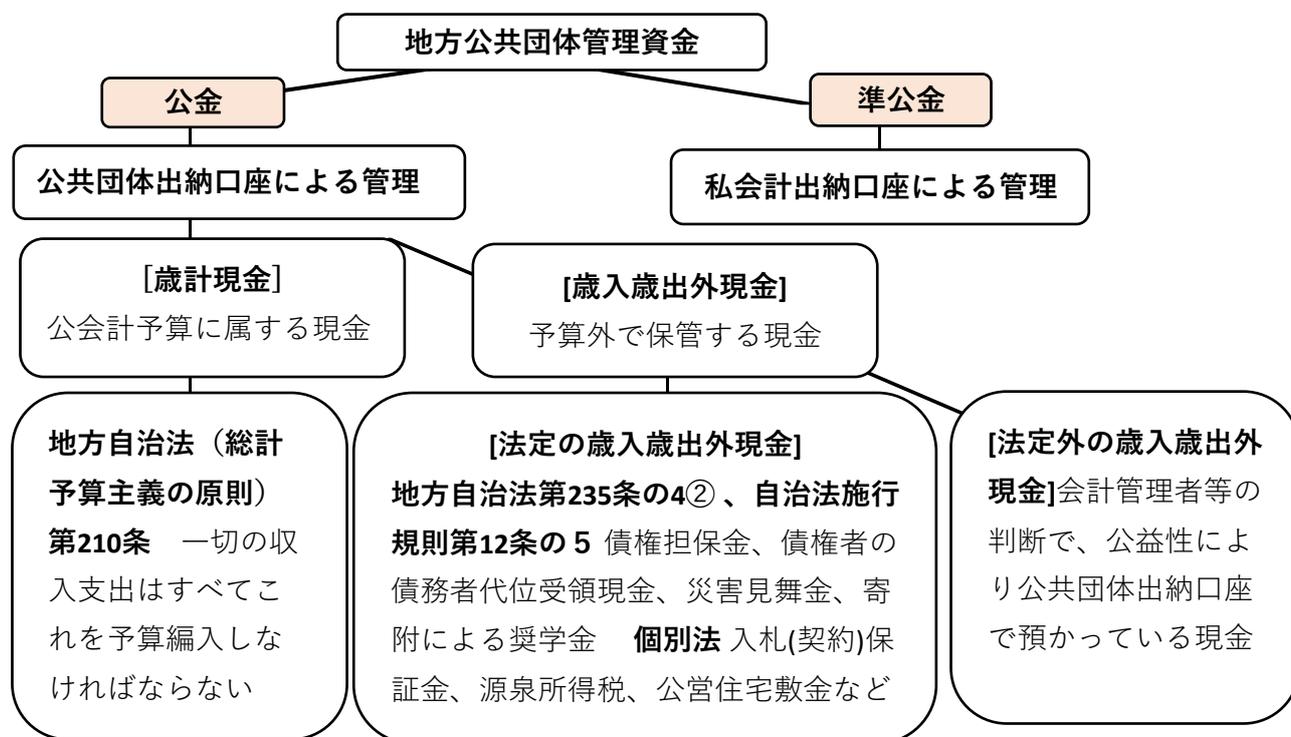
(4) 職員の賠償責任

(2) 準公金「管理手続き」に対する内部統制

① 準公金とはなにか

- ア) 公金：公共団体出納口座の管理資金⇒自治法令、市会計規則等、財務システムの統制対象
歳計現金(公会計予算編入現金)、歳入歳出外現金(予算外管理現金)
- イ) 準公金：私会計口座の管理資金⇒自治法令、市会計規則等、財務システムの統制対象外
担当課長、施設長又は小中学校長が、現金又は私会計出納口座で管理する資金

図3 地方公共団体管理資金の体系図



②準公金において、多くの不祥事が発生

ア)準公金には重大な不正リスク

1.)公金でない⇒市の財務管理組織及び財務管理システムの統制対象外

2.)地方自治法令・規則は準公金の存在を反映していない⇒準公金リスク対応の規定がない

イ) 国東市は準公金管理規程（資金リスクマネジメント条例施行規則第3章）を整備

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則（準公金）第3章

第1節 総則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第2節 二次的統制の原則

第3節 出納管理の原則

第9条 連番領収書による収入現金管理 第10条 その他の領収書による収入現金管理

第11条 収入及び支出 第12条 契約及び検査 第13条 決算報告

第4節 保管方法の原則

第14条 預貯金口座による保管 第15条 現金等と帳票等の照合

第16条 現金等の安全な保管 第17条 管理届 第18条 証拠書類の保存

第5節 保管現金の亡失又は損壊等に対する法的措置

第6節 特例措置

表2 準公金における不祥事

	年度	公共団体	職員	事由
行政 管理 資金	2006	大分県中津市	教育委員会職員	福澤記念館入場料着服（7年間）2450万円
	2015	神奈川県藤沢市	スポーツ推進課職員	スポーツ少年団登録料等着服（3年間）207万円
	2018	大分県中津市	教育委員会職員 退職後発覚	統合型スポーツクラブ及び放課後子ども教室運営費着服（2010～2015年）1300万円
	2018	日田玖珠広域消防組合	消防局職員	危険物安全協会費35万円着服、懲戒免職
	2019	大分県由布市	地域振興課職員	JRアートホール運営費着服 90万円
	2019	山梨県大月市	福祉課臨時職員	日本赤十字会費着服451万円

	年度	公共団体	職員	事由
行政管理資金	2020	沖縄県石垣市	市民保健部職員	2019-2020年、百里城再建義援金770万円を着服。懲戒免職、業務上横領送検。
	2021	大分県九重町	建設課職員	玖珠郡水道協会2020-2021年116万円使途不明、水質検査費支払⇒一部自己口座入金
	2023	茨城県牛久市	商工観光課長・旧農業政策課長	市観光協会とカップパ祭実行委員会の2口座から128万円、カップパ祭協賛金等69.5万円着服。市事務局の農業団体口座から769万円使途不明金
	2023	日田玖珠広域消防組合	消防署消防士長	管理を任された保険金口座から190万円着服
	2023	茨城県筑西市	社会福祉課主任	2019/4-2023/2「市関城地区ごみ減量会議」口座から337万円着服、市交付金廃業家電リサイクル手数料を172万円着服
	2024	福岡県玄海町	教育委員会主査	玄海スポーツ協会の口座から150万円余着服。懲戒免職
学校管理資金	2001	大分県国東町	給食センター職員	給食食材費着服1500万円
	2008	東京都板橋区	高島第3中学校事務員	教材費、修学旅行費着服 2200万円
	2008	埼玉県川越市	中学校教員	副教材・修学旅行積立金825万円着服
	2013	東京都練馬区	小学校事務員	給食（保護者負担金）着服1082万円
			小学校教員	教材費亡失 54万円
	2015	静岡市	中学校臨時事務員	校長口座振込：学年費・積立金未納徴収金着服298万円（領収書・督促状破棄）
	2016	神奈川県藤沢市	学校給食課職員	学校給食会計7,470万円着服
	2018	栃木高見沢町	小学校教員	教材費、修学旅行費着服 271万円
	2019	千葉県千葉市	小学校事務員	修学旅行積立金
	2019	青森県五所川原市	小学校事務員	PTA会費等着服 74万円
			中学校事務員	学校徴収金亡失 535万円
	2020	沖縄県石垣市	小学校事務 会計年度任用職員	2018-2020年、学校給食費徴収金約246万円着服、懲戒免職、業務上横領書類送検
	2021	埼玉県	県立高校事務職員	学年積立金、生徒会費、給食費550万円横領
	2021	愛知県	県立犬山高校前事務長	PTA会計等着服2017-2020年1688万円横領
2022	大阪府堺市	小学校事務職員	2020-2022年、学校徴収金1009万円横領、懲戒免職。校長・教頭減給3カ月(1/10)戒告	
2024	熊本市	小学校事務職員	学校徴収金口座から4080円を着服。懲戒免職	

③行動計画（総務課(副市長)、教育総務課（教育長）、市民病院総務経営課（病院事業管理者））

ア)(日常的評価) 会計規程に則った会計手続きであることを実地検査し、内部統制報告書を作成

- 1.)二次的統制者（副市長、教育長、市民病院事業管理者）⇒実地検査⇒内部統制報告書作成
- 2.)学校徴収金は教育長申し出により、資金リスクマネジメント条例の適用対象外になっている

a)国東市立学校徴収金等取扱規程(平成 18 年 3 月 31 日教育委員会訓令第 9 号)

第 2 条 「学校徴収金」とは、教育活動を円滑に行うための経費のうち、児童生徒に直接還元する目的で、学校が保護者から徴収し、管理する経費

第 7 条 校長は、学校徴収金の全般について掌握し、透明で適切な会計が執行されるよう関係教職員に対して必要な指導及び監督を行うものとする。

b)学校の内部けん制に対する「二次的統制」の欠如、監査委員・議会の独立的統制の欠如

鳥取市は教職員働き方改革のため教材・給食費を公会計化し、その他の学校徴収金は隣接する学校で年 2 回の相互監査。出所：2022/11/16 学校徴収金の公会計予算編入に関する先進地「鳥取市」視察

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(特例) 第20条

- 1 所属長は、特別な事情により、本規則の手續により難い準公金を管理しているときは、準公金管理二次的統制者の承認により、別に定める方法により行うことができる。
- 2 準公金管理二次的統制者は、市長に対し、前項の内容を文書で報告しなければならない

イ)(独立的評価)市長は、監査委員審査意見書を付した内部統制報告書を議会に提出し、公表

(3)国東市公益通報取扱規則(2020年4月施行) 公益通報の趣旨周知

①行動計画(総務課)

市職員及びその他関係者に対して、内部相談員又は外部相談員に対して、実名又は匿名で公益通報できることなど公益通報制度の趣旨を周知する。

国東市資金リスクマネジメント条例(情報の伝達及び報告)第8条

3 市長等は、内部通報者の保護を考慮した公益通報制度の整備を行わなければならない。

3 公金「財務管理(業務)システム不正操作防止戦略」及び行動計画

(1)財務管理(業務)システム不正操作防止戦略

①財務(業務)システム操作による不祥事が発生している

表3 財務(業務管理)システム不正操作による不祥事

年度	公共団体	職員	事由
2022	愛知県猶場町	建設課職員	自己居住の公営住宅家賃2年分127万6千円を納付したようにシステム不正操作(懲戒免職)
2022	福島県会津若松市	障がい者支援課職員	2019-2021年児童扶養手当等176,999,760円着服。振込先データを自己口座に変更(告訴)
2022	国土交通省 関東運輸局	給与事務担当者	2021-2022年、自分の給与を1475万円余り水増し振込(懲戒免職)
2022	愛知県尾張旭市	会計課職員	公金振込先を自己口座に変更。2022/4-12月:59百万円横領(懲戒免職、逮捕)
2024	宮崎県門川町	小学校事務職員主事	2021-2023年度、教員の給与から積立金を水増しして、その差額405万円着服、懲戒免職

出所:報道及び公共団体ホームページ

②戦略:不正操作防止のための管理方法を調査・考案し、適用

(2)行動計画(政策企画課、会計課)

①2023年度の行動実績

ア)政策企画課デジタル化推進係と会計課とによる協議

福島県市会津若松市の福祉給付に係る不正リスク対応を公表資料により調査・検討

イ)国東市において、会津若松市に先駆けて、すでに行っていること

デジタル化推進係によるテスト環境における振込データ作成の統制

⇒担当課の振込データ改ざんによる不正振込の防止

②2024年度以降の行動計画

異常な金額、同一口座及び同一名義への振込などの振込データを検出できるようにする方法などを調査する。

4 準公金（行政管理資金）管理方法改善戦略及び行動計画

(1)準公金管理方法改善戦略

①市が事業主体か否かによる管理方法の見直し～基本原則

参照＊参考2 準公金発生背景：総計予算主義の誤解-歳入歳出外現金規定の反対解釈

ア)市が事業主体の場合

公会計予算編入を検討⇒予算編入が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討

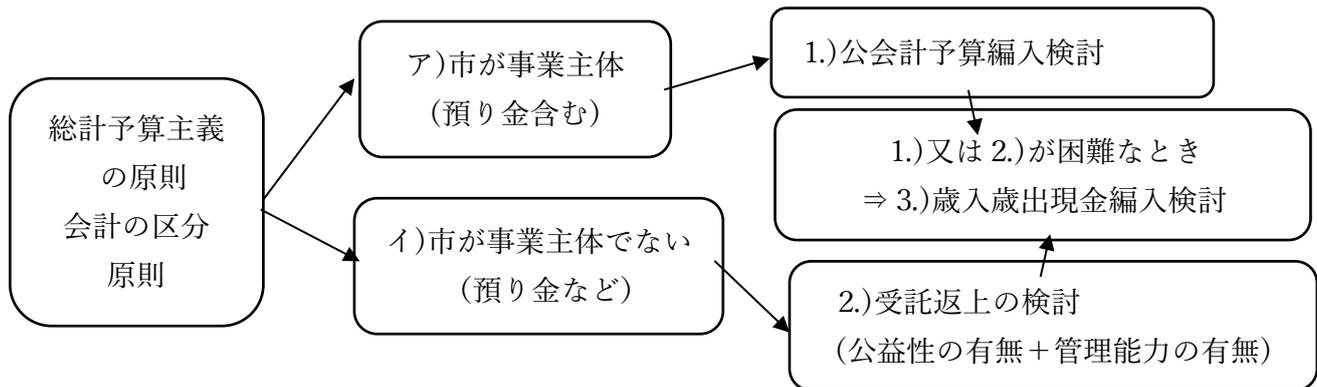
イ)市が事業主体でない場合

受託返上を検討(返上基準：公益性がない又は管理能力がある)

⇒受託返上が困難な場合⇒歳入歳出外現金編入を検討

ウ)ア)又はイ)による歳入歳出外現金編入が困難な場合⇒準公金管理規程による管理

図4 市が事業主体か否かによる準公金見直し方法の選択



※受託金であっても市事業として行う場合、総計予算主義の原則によりア)公会計予算編入を検討する

地方自治法（総計予算主義の原則）第210条 すべての収入支出は歳入歳出（予算）に編入しなければならない

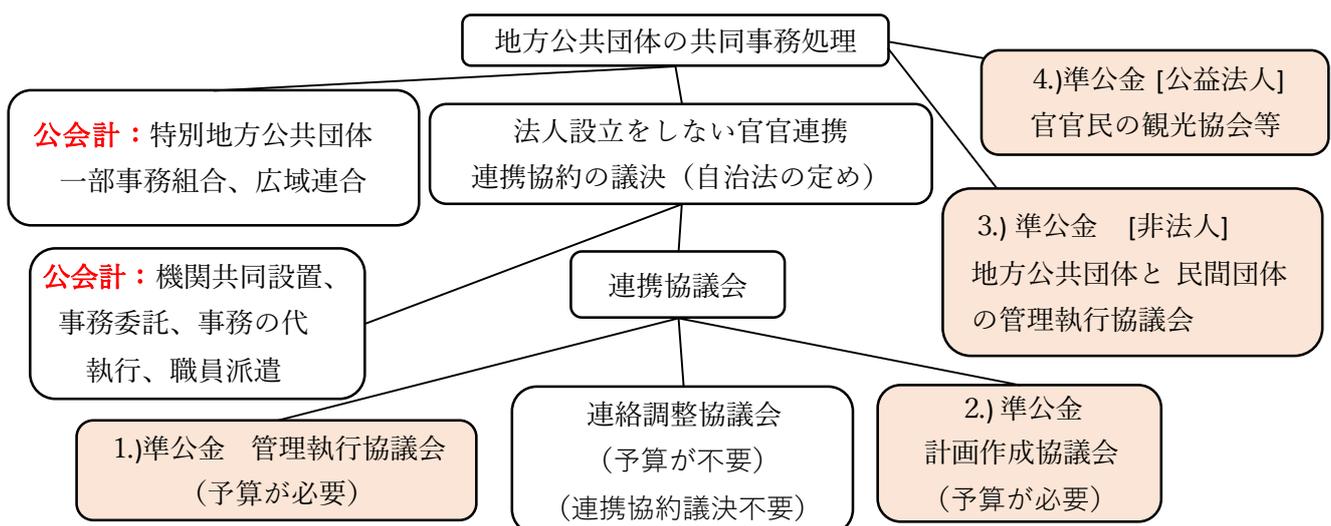
地方自治法（会計の区分原則）第209条

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

エ)共同事務処理における準公金 市が幹事・事務局を務める4つのパターン（背景：色付け）

共同事務処理に関する準公金は1.)～4.)の4パターンがある

図5 地方公共団体の共同事務処理の構造



出所：地方自治法第 11 章第 3 節「普通地方公共団体相互間の協力」

②準公金分類に応じた管理方法改善原則

ア)分類(1)市の政策のために設置した市費主要財源団体の市管理資金及び

分類(2)市が構成員となっている団体の市管理資金

1.)国東市が固定主幹事（事務局）の場合

市が事業主体とみなされる⇒公会計予算編入検討

2.)事務局が構成団体の年次交代制の場合

- ・協議会が事業主体とみなされる

- ・国東市が主幹事・事務局の年次に支出命令権の受任が可能な場合⇒公会計予算編入検討

- ・支出命令権の受任ができない場合⇒歳入歳出外現金編入検討

イ)分類(3)公益性のある私人・私団体の市管理資金

1.)学校安全会徴収金のように、市の事業として行う場合は公会予算編入検討

2.)公益性がない又は委託者（団体）に管理能力がある⇒受託返上

3.)公会計予算編入又は受託返上検討⇒困難な場合⇒歳入歳出外現金編入の検討

ウ)分類(4)公益性のため、市が債権者に支払うまで預かる資金

1.)学校安全会徴収金のように、市の事業として行う場合は公会予算編入

2.)公益性がない又は委託者（団体）に管理能力がある⇒受託返上

エ)分類(4)私人、私団体から受託された資金を債権者に支払うまで市が管理

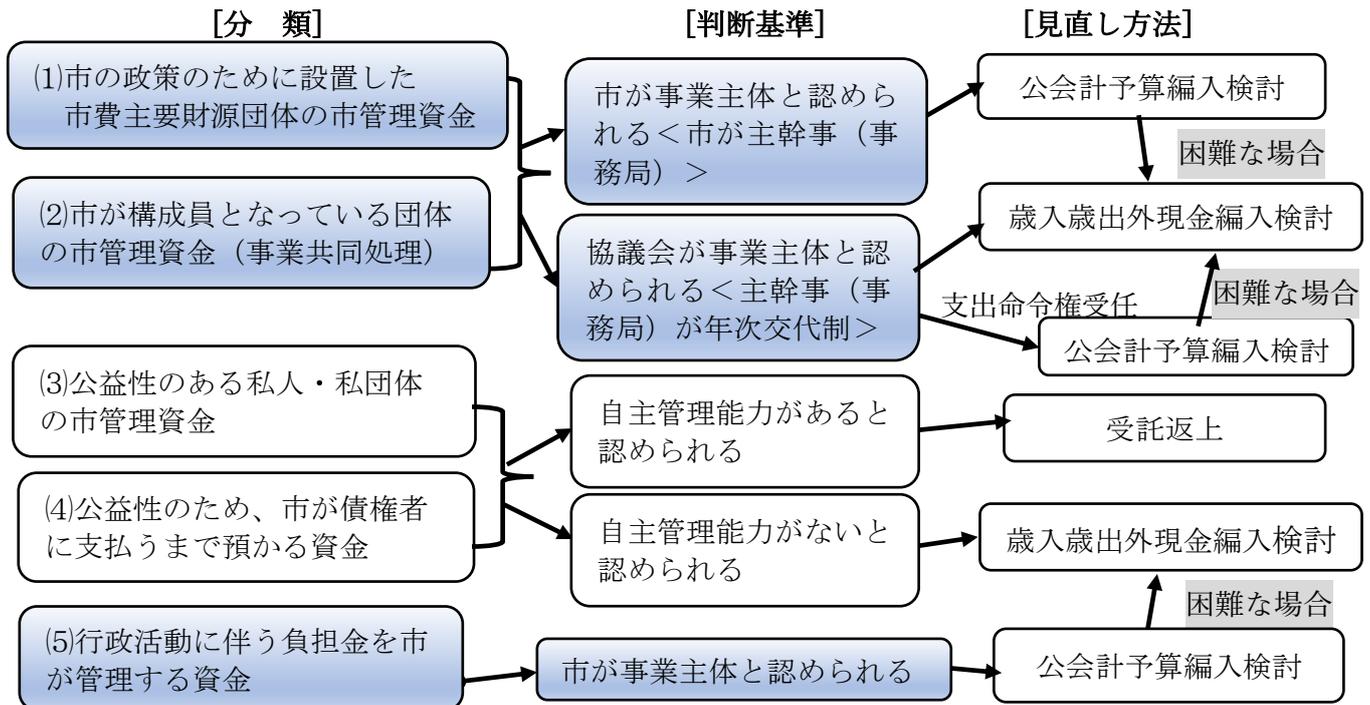
公益性がない又は委託者（団体）に管理能力がある⇒受託返上

エ)分類(5)行政活動の受益者負担金を市が管理する資金

1.)学校給食共同調理場運営委員会、学校給食費保護者徴収金、教材費等、修学旅行費など

2.)市の事業として行う場合は公会予算編入検討

図 6 準公金分類に応じた管理方法改善



国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第 5 条 市及び地方公営企業(以

下「市等」という。)は、次の各号の分類に応じて、市等の事業と認められる場合は公会計予算編入を

認められない場合は受託返上を検討し、さらに歳入歳出外現金編入の検討を行った上で、やむを得ないと認められる場合に限り準公金として管理することができる。

- (1) 市等が政策的事業を行うために市費を主要な財源とする団体を設置し事務局として資金管理するとき
- (2) 市等が構成員となっている団体を事務局として資金管理するとき。
- (3) 市等が私人又は団体に属する現金等を公益性の観点から管理するとき。
- (4) 市等が公益性が認められるため、私人又は団体から預かった現金を債権者に支払うまで一時的に保管するとき。
- (5) 市等が私人又は団体から行政活動に伴う負担金を徴収し、債権者に支払うまで管理するとき。

②-2 公会計予算に編入したときの、分類(1)協議会等の性格

- ア) 国東市予算として当協議会等事業の収入支出管理 協議会予算⇒国東市予算
- イ) 協議会の性格及び役割 関係住民又は関係団体参加による、当事業施策を協議する会

国東市資金リスクマネジメント条例施行規則(管理対象及び準公金管理方法の改善)

第5条 2 前項において、公会計予算編入を行った団体を、関係する住民及び団体参加による市施策又は共同事業の協議機関として存続できるものとする。

②-3 公会計予算に編入したときの、分類(2)協議会等の性格

- ア) 国東市が事務局を固定して担い、事務局経費を負担するとき (国東市が固定幹事)

1.) 国東市が事業主体とみなされる

国東市予算に協議会予算の編入を行う⇒協議会構成団体から負担金を歳入

2.) 関係団体首長からの国東市への当該事業に関する支出命令権の委任は不要

- イ) 地方公共団体が事務局を交代して担う⇒特定の団体が事務局経費を負担しないとき

1.) 協議会が事業主体とみなされる

2.) 国東市が幹事団体（事務局）を担う年度に、公会計予算編入した場合

国東市長に対し構成団体から支出命令委任及び協議会規約に対する議会議決が必要

図7 協議会等予算の国東市予算編入により変わるもの、変わらないもの

[準公金るとき]

[公会計化した場合]

協議会の性格

管理執行協議会：予算執行

連絡調整協議会：予算がない

予算、執行命令

会が予算決定、会長支出命令

予算：協議会で協議した予算案を
国東市議会が決定、市長が支出命令

執行と決算の統制

協議会会計規程適用
協議会役員等による執行
統制、監査、決算

地方自治法、会計規則等適用
財務会計システム、会計管理者等統制
監査委員監査、議会決算認定

イ) 協議会が運営主体の場合

- (1) 地方公共団体連携協議会規約の議会議決
- (2) 公会計予算編入団体の首長に対する構成団体から支出命令権委任

(1) 国東市は連携協議会規約の議決がない

- ②-3イ) 協議会が運営主体の場合に必要な
- (1) 連携協議会規約の議決
- (2) 幹事団体予算編入の場合、他の構成団体からの支出命令権委任

連絡協議会予算を幹事団体の公会計予算に編入する場合、会長（幹事団体の長）が関係（構成）団体の長の支出命令権の委任を受けた上で、予算執行する。

出所：松本英昭『逐条地方自治法第9次改訂版』学陽書房、1292頁

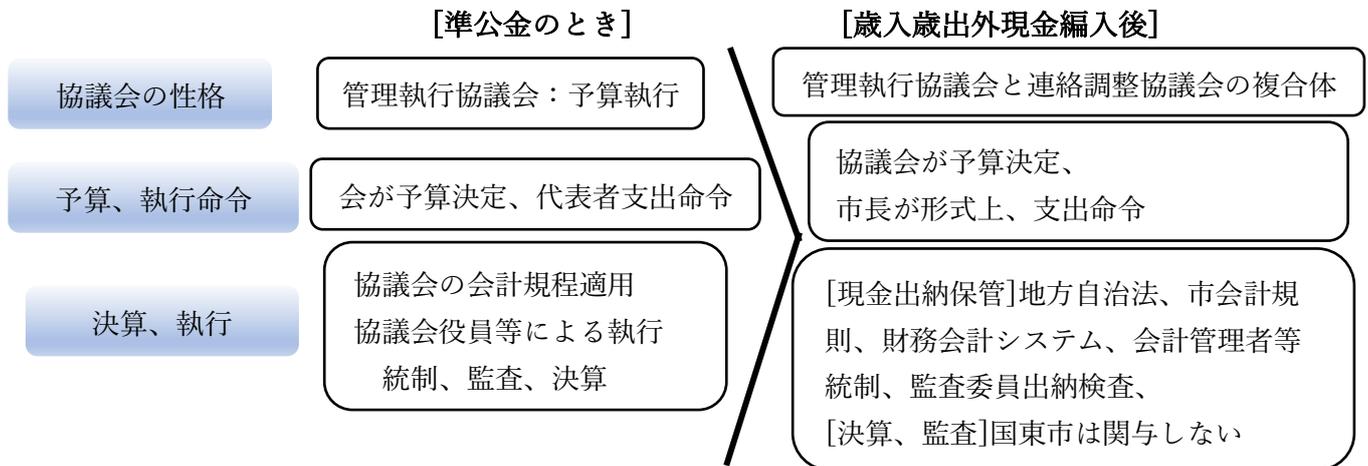
②-4 協議会現金を「歳入歳出外現金」に編入したときの協議会の性格

ア)国東市は歳入歳出予算外の預り金として管理

イ)協議会の性格及び役割

1.)管理執行協議会⇒市による現金出納保管、協議会による予算決定及び決算・監査

図8 協議会等現金の歳入歳出外現金編入により変わるもの、変わらないもの



(2)行動計画

①総務省令「歳入歳出外現金の保管制限」を包括的制限に改善するように働きかける（会計課）

ア)地方公共団体に多くの準公金が存在する法的な背景

a)個別の法律が指定する予算外保管現金

契約保証金及び源泉所得税などに限られている

b)総務省令「地方自治法施行規則第12条の5」が指定する予算外保管現金

債権者の債務者代位受領現金など3種類

図9 法定の「歳入歳出外現金(預り金)」

地方自治法第235条の4②2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は法律又は政令の規定によるのでなければこれを保管することができない。

地方自治法 契約保証金、入札保証金、債権担保金、債権者として債務者代位受領金
所得税法 源泉所得税
遺失物法 拾得物
児童福祉法 一時保護児童所持物品
公営住宅法 敷金等

地方自治法施行規則第12条の5
債権者の債務者代位受領現金・有価証券、公立大学等奨学寄附金、災害見舞金

イ)地方公共団体は住民に身近な公共サービスを担う使命がある

ウ)会計管理者が法定外「歳入歳出外現金」として保管しない場合

担当課が公益性のある私金を準公金として管理せざるを得ない

地方自治法（地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則）第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

②国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

ウ)2023年度の取り組み実績

1.)地方分権改革による提案制度（内閣府）により、国東市から総務省令改正案を提案

改正案	改正前
地方自治法施行令第168条の7第1項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 普通地方公共団体が公益性の観点から保管すべき現金及び有価証券。ただし、運営主体が管理能力を有する場合は除く	地方自治法施行令第168条の7第1項に規定する現金又は有価証券で総務省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券 二 災害により被害を受けた者に対する見舞金に係る現金又は有価証券 三 公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校に限る。）における奨学を目的とする寄附金を原資として交付された現金又は有価証券

2.)内閣府及び県市町村振興局から政策企画課へ指示

- a)青い羽根募金など1、2の事例を歳入歳出外現金保管できるものとする提案をすること
- b)包括的指定は地方公共団体に責任を負わせるため認められない

3.)国東市は提案を辞退

エ)今後の取り組み

財務管理専門委員が論文などを通じて、総務省に対して、地方自治法施行規則第12条の5（歳入歳出外現金）を包括的指定に改正する必要性を説明する

②地方分権改革による提案制度（内閣府）による提案協議(政策企画課、総務課、会計課)

ア)2023年度の取り組み

農政課及び林業水産課から補助事業の枠組みを聴取

表4 国（又は国基金）の補助事業の枠組みが準公金管理を条件としている事業

	担当課	準公金事業名	分類	備考
1	農政課	経営所得安定対策等推進事業	1	市：事業主体、協議会：予算執行主体
2	農政課	畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体
3	林業水産課	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	1	市：事務局、協議会：事業主体

イ)2024 年度の取り組み

- 1.) 農政課及び林業水産課から補助事業の枠組み・実情を聴取
- 2.)政策企画課を通じて、内閣府に提案

地方分権改革による提案「公金として管理するための補助金要綱の見直し」

③調整課（総務課、財政課、会計課）による、準公金担当課と管理方法改善協議

ア)継続協議中準公金(表5)及びその他の準公金（表6）の一部を担当課と管理方法改善協議
 イ)市特定水産物銘柄化推進協議会及び国東半島宇佐地域・六郷満山誘客推進協議会は国東市が固定幹事（事務局費国東市負担）であることに留意し、見直す。

ウ)交代制の連携協議会は、支出命令権委任等が困難であれば、歳入歳出外現金編入を検討

表5 管理方法見直し継続協議中「準公金」一覧

NO	担当課	準公金	分類	検討事項
1	総務課	国東町区長会	3	受託返上
2	農政課	市集落営農法人連絡協議会	3	歳入歳出外現金編入
3	農政課	市認定農業者の会	3	歳入歳出外現金編入
4	林業水産課	市特定水産物銘柄化推進協議会	1,2	歳入歳出外現金編入等
5	活力創生課	市雇用促進協議会	1	一般会計予算編入
6	活力創生課	土地開発公社	1	廃止
7	社会教育課、国見分室、武蔵分室	国見町文化協会、武蔵町文化協会	1	国見町文化協会：廃止 武蔵町文化協会：受託返上
8	社会教育課	くにさき少年少女発明クラブ	1	歳入歳出外現金編入
9	社会教育課、国見分室、武蔵分室	市スポーツ協会、市スポーツ協会国見支部、武蔵支部、安岐支部	1	一般会計予算編入
10	社会教育課、安岐分室	安岐町ソフトボール協会	1	受託返上
11	社会教育課	九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会	1	一般会計予算編入
12	文化財課	国東半島宇佐地域・六郷満山遊客推進協議会	2	一般会計予算編入
13	文化財課	市文化財愛護少年団連絡協議会	1	一般会計予算編入

表6 その他の準公金

NO	準公金	分類
1	国東市ミカン等訪果害虫防除対策会議（薬剤）	1
2	国東町農作業受委託部会	3
3	竹田津保育所徴収金、熊毛保育所徴収金、武溪保育所徴収金、安岐保育所徴収金（用品、月刊誌、写真等）	5
4	安岐中央保育園徴収金（PTA,教材費、月刊誌等）	5
5	大分県市長会秋季定例会実行員会 事務局交代制	5
6	別府地区人権・同和対策協議会 事務局交代制	5

7	B&G 連絡協議会 事務局交代制	2
8	県内水道協議会 事務局交代制	2
9	その他	2

5 準公金（学校徴収金）管理方法改善戦略及び行動計画

(1) 準公金（学校徴収金）管理方法改善戦略

① 管理方法の見直し原則

ア) 4(1)「準公金管理方法改善原則」を適用

市が事業主体と認められる場合：公会計予算編入等を検討

市が事業主体と認められない場合：受託返上等を検討

② 学校徴収金管理方法改善は教職員の働き方改革の一環として行う

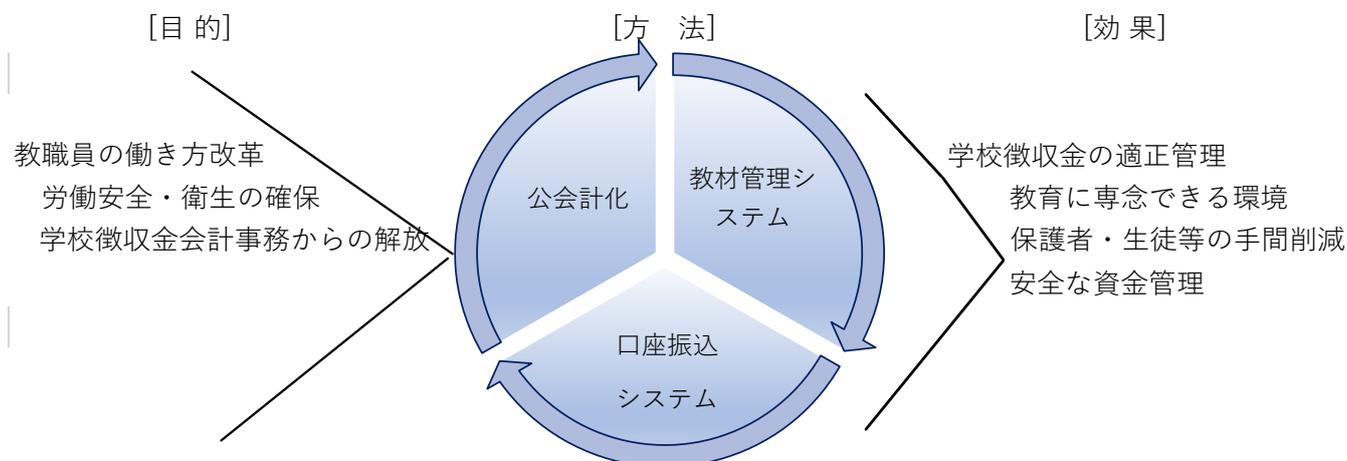
ア) 教職員の働き方改革と学校徴収金管理方法改善を一体のものとして取り組む

イ) 学校による学校長口座管理（準公金）から行政による会計管理者口座管理（公会計化）へ

口座振替（キャッシュレス化）は、学校徴収金会計事務からの解放にならない

ウ) 2020 年学校給食会計公会計化での口座振込システム整備の活用を検討

図 10 教職員の働き方改革の一環としての学校徴収金の適正管理



③ 教職員働き方改革の背景

ア) 2016 年度勤務実態調査は過重労働の存在と労働安全衛生の放置を示した

1.) 過労死ライン週 60 時間以上勤務者（持ち帰り業務時間を含まない）の割合

小学校（教諭 33.4%、副校長・教頭 62.8%）、中学校（教諭 57.7%、副校長・教頭 57.8%

大分県教師の公務災害認定された過労死

2014 年中学校国語教諭バレー部顧問、授業中脳出血による死亡、3 月間 110 時間残業

2018 年中学校学年主任バレー部顧問、自宅で脳出血による死亡、3 月間 175 時間残業

2.) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づく政令による時間外勤務統制の欠如

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合

- 3.) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項(教育職員の教職調整額の支給等) 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。)には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

表7 一週間当たり職種別学内総勤務時間数(持ち帰り時間含まず)

職種	学校種別	勤務時間	正規勤務時間	超過勤務時間
校長	小学校	55:03	38.45	16:18
	中学校	56:00		17:15
副校長・教頭	小学校	63:38		24:53
	中学校	63:40		24:55
教諭	小学校	57:29		18:44
	中学校	63:20		24:35
講師	小学校	55:21		16:36
	中学校	61:36		22:51
養護教諭	小学校	51:07		12:22
	中学校	52:48		14:03

出所：文部科学省『教員勤務実態調査(平成28年度)』の分析結果及び確定値の公表について(概要)』

イ)2018年 OECD 国際教員指導環境調査：日本の教師「働き方改革」の必要性

- 1.)日本の教師は、小学校、中学校ともに仕事時間は世界最長。
- 2.)学校運営参画業務及び事務業務が最長、中学校は課外活動が最長であることが影響
- 3.)職能開発時間は小学校、中学校ともに世界最短
- 4.)働き方改革により、教師の学校運営参画業務、事務業務及び中学校課外活動業務負担を減らし、教育活動に専念できる環境整備の必要性を示している。

表8 OECD 国際教員指導環境調査 教員の仕事時間配分比較 単位：時間

	仕事時間合計	授業時間	学校運営参画	事務業務	職能開発	課外活動
日本の小学校	54.4	23.0	3.2	5.2	0.7	0.6
参加国小学校平均	40.2	22.0	1.8	2.9	1.8	1.1
日本の中学校	56.0	18.0	2.9	5.6	0.6	7.5
参加国中学校平均	38.3	20.3	1.6	2.7	2.0	1.9

※調査参加国：初等教育は15カ国・地域、中等教育は48カ国

ウ)文部科学省は教職員の働き方改革を教育委員会に通知：学校徴収金公会計化はその一つの柱

1.)2017年文部科学大臣決定「公会計化の推進」

【学校徴収金の公会計化】学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

出所：2017年12月26日 文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」

2.)2018年文部科学事務次官通知「教師の現金徴収管理業務からの解放」

【学校徴収金の現金徴収回避、教師以外の業務へ】学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし、その徴収管理を学校ではなく、教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにすること。

出所：文科初第1437号 2018年2月9日 文部科学事務次官通知「学校における働き方改革にする緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」

3.)2019年中央教育審議会答申「学校以外が担うべき業務、教師以外が担うべき業務、

負担軽減が可能な業務」3分類

表9 働き方改革のための学校業務3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要がない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導されたときの対応 <u>③学校徴収金の徴収・管理</u> ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等の回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活指導員等）	⑨給食時の対応（担任教諭と栄養職員の連携） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携協力等）

出所：中央教育審議会答申（2019.1.25）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営対策の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

4.)2023/9、文部科学省通知「危機的状況にある教職員の働き方の改善を求める」

(1)学校・教師が担うべき業務の適正化の一層の推進

「学校教師が担うべき業務の3分類（14）の取り組み」の徹底

(2)教員の健康と福祉の確保を徹底するべく、在校時間が上限を超えている場合は教育委員会が学校業務を検証し、見直す

(3)教職員定数や支援スタッフの配置、処遇やなり手確保の取り組みの徹底

出所：文科初第1090号 令和5年9月8日「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき

施策（提言）」（令和5年8月28日中央審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取り組みの徹底等について（通知）、都道府県知事、都道府県教育会教育長他宛

5.)令和5年文部科学省「学校の働き方改革の調査結果」

国東市学校徴収金（給食費を除く）の取り組みは、「教師が関与して行っている」に分類された

表 10 令和 5 年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査【結果概要】抜粋

取組内容	都道府県	政令市	市区町村	総計
①登下校時の対応は学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域等）が中心に対応している	31.9%	85.0%	66.8%	66.1%
②放課後から夜間の見回り、児童生徒が補導されたときの対応は、学校以外の主体が中心に対応している	21.3%	35.0%	29.7%	29.5%
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は公会計化又は教師が関与しない方法で、又は地方公共団体や教育委員会で行っている	66.0%	50.0%	44.7%	45.3%
④地域人材等との連絡調整は、窓口の学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員等が行うよう、地方公共団体や教育委員会等で必要な取り組みを実施している	29.8%	65.0%	48.0%	47.7%

(2)行動計画

①教育委員会、学校及び調整課（総務課、財政課、会計課）の改善協議

役割：教諭＝教育、事務職員＝事務、校長の職務＝校務・所属職員の監督、教頭：校務整理・教育

役割：教育委員会＝学校が学校運営を円滑に行うための環境整備、支援

表 11 学校運営をめぐる法令上の組織と職務権限

学校		教育委員会
校長	校務、所属職員監督	[地方自治法第 180 条の 8]学校管理、学校組織編制、教育課程、教材、教育職員の身分取扱、社会教育その他の教育、学術・文化に関する事務、 [地方教育行政組織法第 21 条] 教育財産管理、教育関係人事、学校組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、教育職員・生徒・児童・幼児の保健、安全、厚生福利、学校給食
副校長、教頭	校長補佐、校務整理、児童生徒の教育	
教諭	児童生徒の教育	
養護教諭	児童生徒の養護	
事務職員	事務をつかさどる	
校務員	事務(市費、給食費、施設、その他)、用務(連絡、接待、給食、印刷、環境)	
出所：学校教育法第 37 条、国東市立小中学校校務員服務規程		

②学校における働き方改革の一環として、学校徴収金管理方法改善に取り組む

参照＊参考 5 教職員働き方改革とは労働安全衛生法遵守に取り組むこと

③遠距離通学補助金の公会計化（教育総務課）

ア) 学校長預金口座を介さず、保護者徴収金を一般会計で収納し、歳出予算から支出できるように取り組む。

イ) 2024 年度は学校と情報共有を行い、条例・施行規則等を整理する。

④児童手当特別徴収制度活用による未収金対応(教育総務課、学校教育課、校長会、学校給食センター)

学用品費・放課後児童クラブ利用料、その他義務教育(幼稚園を含む)に伴って必要な費用(学級費・児童会費・生徒会費・修学旅行費等)を徴収するための手続き等を学校へ説明する。児童手当特別徴収制度の利用により、未収金及び就学援助費学校預りをなくす。

参照*参考7 児童手当特別徴収による未収金充当制度

⑤国東地区学校保健会(教育総務課、学校教育課、教頭会関係者)

ア)国東市小中学校の校長が事務局長、教頭が幹事として、年次交代制により管理(事務局)

イ)国東市が主幹事・事務局として固定して管理

ウ)市の事業と認められるため、一般会計予算編入を検討

本戦略6頁4(1)準公金管理方法改善戦略①「市が事業主体か否かによる管理方法の見直し～基本原則」及び②「準公金分類に応じた管理方法改善原則」による

⑥小中学校の学校徴収金の実態調査(教育総務課、学校教育課、学校支援センター、校長会)

2024年度にアンケート調査を実施し、現状を把握する。市の事業であれば公会計化を検討する

参照:参考8 2020-2021年度 小中学校徴収金の状況:訪問調査結果

⑦ボランティア社会福祉協議会交付金の公会計予算編入(教育総務課、校長会)

ボランティア社会福祉協議会交付金について2024年度中にアンケート調査を実施し、その調査を基に公会計化を検討し、市の事業であれば予算化を検討する。

⑧教材費等、修学旅行費等の公会計化等を進める(教育総務課、学校教育課、校長会、学校支援センター)

教材費等、修学旅行費等について2024年度中にアンケート調査を実施し、2025年度、学校徴収金改革の先進市「東京都町田市教育委員会」を調査する。

それらの調査を基に、公会計化を検討する。

参照*参考5 準公金発生の背景：総計予算主義の誤解-学校徴収金は私費のため予算編入できない

参照*参考6 学校徴収金（学校長管理資金）のキャッシュレス化から公会計化までの改善事例

町田市の学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計予算編入

①学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計編入

ア)目的 保護者と教員の手間削減

イ) (これまで) ゆうちょ BIZ による口座振替

a)ゆうちょ口座から学校長口座へ振込：キャッシュレス化

b)課題：教職員の手から会計事務は離れない：学校長口座から現金による支払い

ウ)(2023 年度から)：一般会計予算編入

(1)公会計化、口座振込 (2)教材費等管理システム導入

(3)対象：教材費等(冊子、楽器、デジタル教材、校外学習費、卒業アルバム等)

②教材費の上限額を設定⇒補助教材選択の自由の確保と金額制限による統一

上限額の範囲内で、各学校が作成する計画により、徴収金額を決定

表 12 町田市学校徴収金上限額一覧表

経費	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
講師謝礼	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	2,575	2,575	2, 575
書籍・ノート・ 文房具・教科 キット等	16,274	11,257	14,640	13,372	16,995	19,520	27,639	22,729	24,064
校外活動交 通費	0	236	1,030	1,030	442	442	1,030	1,030	0
行事支援委 託、貸切バス 等	4,635	5,150	8,755	10,300	9,579	24,308	9,373	8,264	21,321
ドリルソフト	500	500	500	500	500	500	600	600	600
ホール使用料	0	0	0	0	0	0	1,236	1,236	1,236
遠足入場料	515	721	515	1,030	515	1,030	3,285	618	618
上限額合計	22,954	18,894	26,740	27,262	29,061	46,830	45,738	37,052	50,414

出所：町田市 HP「町田市 DX×公会計 保護者と教員の手間を削減」町田市立学校学校教材費等徴収規則他

イ)これまでの取り組み

- 1.)2020 年度学校給食保護者徴収金及び市学校給食共同調理場運営委員会公会計予算編入
- 2.)2020～2021 年度、総務課・財務管理専門委員が小中学校訪問し、学校徴収金実態調査
公会計化に対する共通の懸念：学校による教材の違いが認められなくなるのではないか
- 3.)2022 年、学校徴収金に関する学校事務職員と行政職員の勉強会

公会計化に対する懸念：学校による教材の違いが認められなくなるのではないか

4.)2022 年、鳥取市視察（総務課、会計課、学校教育課、財務管理専門委員）

教材の統一を、教材の種類でなく、教材費等の上限額を設定することでやっている

【鳥取市の特徴】

- ①2018 年度から給食費と補助教材費を公会計化し、現在 5 年目
- ②校長会からの働き方改革の要望で補助教材費と学校給食費を一般会計予算編入
- ③補助教材等を「指定補助教材（公会計分）」と「その他教材等（学校会計分）」に区分し経理
- ④指定教材費は上限額を規則で設定（小）15,000 円/年、（中）20,000 円/年
保護者負担金額上限による、指定補助教材の金額による統一を行っている。
- ⑤補助教材の一般会計編入により、監査委員監査及び議会から、補助教材の学校による違いが問題視されたことはない
- ⑥補助教材公会計化の経緯
 - ア)学校長が補助教材校内選定委員会を設置し選定（公会計化前から）
 - イ)鳥取市教育委員会（2016.11.29 学校給食費等の公会計化について）
 - ・給食費、教材費の公会計化
 - ⇒2016.4 鳥取市学校事務円滑化検討委員会で検討
 - ⇒2016.6 文部科学省「学校徴収会計業務の負担から教員を解放（公会計化）」改善方針提案
- ⑦学校長管理資金の不正防止のために、隣接する学校で年 2 回、相互監査を実施

	使用教材	補助教材の上限額
小学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1 人当たり 年額 15,000 円
中学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1 人当たり 年額 20,000 円

出所：鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則第 4 条 2 項別表

図 11 鳥取市の学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計編入

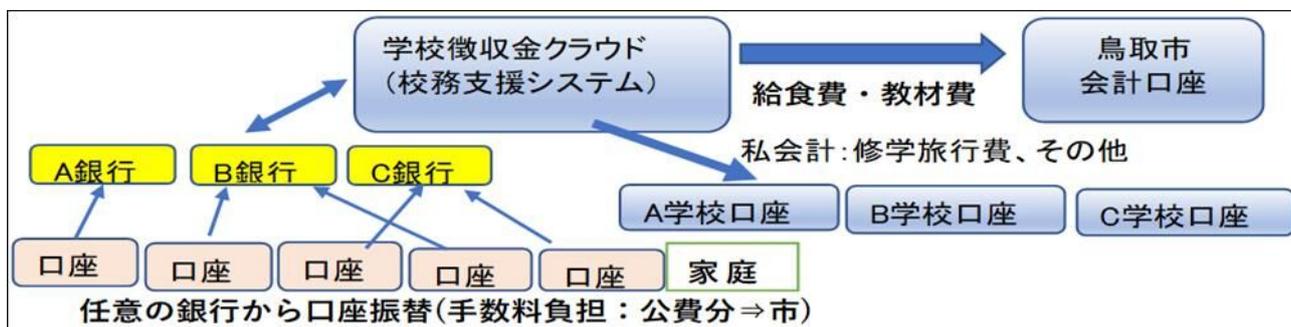


表 12 国東市における学校（保護者）徴収金等一覧

管理組織	準公金の内容	分類	検討事項
小・中学校 教育総務課 所管補助金	[遠距離通学補助金] バス通学補助金 自転車通学補助金 ヘルメット購入補助金	1	学校長預金口座を介さず、一般会計予算から、直接、債権者に支払う 継続協議
小・中学校 の教頭が管理	国東地区学校保健会	2	国東市立小中学校の固定事務局 公会計予算編入⇒教頭先生の負担を減らす 継続協議
小・中学校	一部の就学援助費	5	児童手当特別徴収活用による未収金対応 ⇒学校長の就学援助費預りをなくす
小・中学校	教材費等	5	公会計予算編入
小・中学校	修学旅行費	5	公会計予算編入
小・中学校	ボランティア社会福祉協議会交付金	1	公会計予算編入
小・中学校	体育後援会費	1	実態調査
小・中学校	生徒会費	1	実態調査
小・中学校	PTA 会計	3	実態調査
小・中学校	公衆電話料	4	実態調査

参考1 2019年度以降 準公金管理方法改善実績

- (1)公会計予算編入 25件
 (2)歳入歳出外現金編入 19件
 (3)受託返上 12件 計56件

分類1	市が政策のため設置した市費主要財源団体の市管理資金
分類2	市が構成員である団体の市管理資金
分類3	市が公益性のため、私人・私団体から預かり管理する資金
分類4	市が公益性のため、債権者に支払うまで預かる資金
分類5	市が行政活動受益者負担金を徴収し管理する資金

表13 2009～2025年度準公金管理方法改善一覧表

NO	改善年度	改善内容	分類	準公金
1	2019	公会計予算編入	1	市みかん等訪果害虫防除対策会議（伐採分）
2	2019	公会計予算編入	1	国東市就農ガイドセンター
3	2019	公会計予算編入	2	道の駅関連施設連絡協議会
4	2019	公会計予算編入	2	くにさき地区結核対策検討委員会
5	2020	公会計予算編入	5	国東市学校給食共同調理場運営委員会
6	2020	公会計予算編入	1	くにさき婚活応援団
7	2020	公会計予算編入	1	国東市人権・同和教育啓発推進協議会
8	2020	公会計予算編入	1	国東市ボランティア協議会
9	2020	公会計予算編入	4	国東市区長会＊自治会活動保険料
10	2020	公会計予算編入	5	学校給食費保護者徴収金（幼小中学校）
11	2021	公会計予算編入	1	国東市協育ネットワーク協議会
12	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議
13	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国見支部
14	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議国東支部
15	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議武蔵支部
16	2021	公会計予算編入	1	国東市青少年健全育成市民会議安岐支部
17	2021	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、水泳・陸上教室費等
18	2021	公会計予算編入	1	弥生のムラインストラクター協議会
19	2021	公会計予算編入	2	国東市交通安全推進協議会
20	2022	公会計予算編入	1	東国東地域保健委員会
21	2022	公会計予算編入	1	国東市スポーツ協会管理資金の内、県体出場助成金等
22	2022	公会計予算編入	1	くにさき地区人権同和教育協議会
23	2023	公会計予算編入	1	国東市民病院 若葉の会
24	2024	公会計予算編入	1	国東市子ども会育成連合協議会
25	2024	公会計予算編入	1	国東市防災士連絡協議会

NO	改善年度	改善内容	分類	準公金
26	2019	歳入歳出外現金編入	4	緑の羽根募金
27	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社 日赤通帳（国東市地区分）
28	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（日赤会費）
29	2019	歳入歳出外現金編入	4	日本赤十字社（義援金・救援金）
30	2020	歳入歳出外現金編入	4	青い羽根募金
31	2020	歳入歳出外現金編入	4	複十字シール募金
32	2020	歳入歳出外現金編入	4	薬物乱用根絶「ダメ。絶対」運動国連支援募金
33	2020	歳入歳出外現金編入	4	公益財団法人 交通遺児育英会募金
34	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会議員災害義援金
35	2020	歳入歳出外現金編入	4	全国市議会議会互助会費
36	2020	歳入歳出外現金編入	4	社会福祉協議会（赤い羽根資材募金）
37	2022	歳入歳出外現金編入	1.3	消防職員互助会
38	2022	歳入歳出外現金編入	3	消防団互助会
39	2022	歳入歳出外現金編入	4	議員互助会他資金
40	2022	歳入歳出外現金編入	4	市長・管理職の社会福祉協議会費
41	2022	歳入歳出外現金編入	4	農業新聞預り金
42	2023	歳入歳出外現金編入	3	議員ソフトボール会計
43	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会
44	2024	歳入歳出外現金編入	2	国東地区危険物安全協会(70周年行事)
45	2019	受託返上	3	国東市農漁村女性集団連絡協議会
46	2019	受託返上	3	国東町農漁村女性集団連絡協議会
47	2019	受託返上	4	議会議派積立金、議員積立金
48	2019	受託返上	4	消火器代金：住民預かり
49	2020	受託返上	3	武蔵町区長会会計
50	2020	受託返上	3	女性消防団 預り金
51	2020	受託返上	4	愛育班交流事業：県からの預り金
52	2020	受託返上	4	安岐町体育指導委員会 報償費預り廃止直接払
53	2023	受託返上	1	ナイターソフトボール大会国見地区予選残金（廃止）
54	2023	受託返上	4	国民政治協会費
55	2023	受託返上	3	安岐町区長会
56	2025	受託返上	4	社会福祉協議会・国東町行政区一括納付募金（赤い羽根、歳末助け合い）

参考2 教職員働き方改革とは労働安全衛生法遵守に取り組むこと

(1)2016年 42才中学校教員の長時間労働による死亡事件を労働安全衛生法違反で市と県に
8,300万円賠償命令（富山地裁 2023年7月判決）

富山地裁：教員が勤務時間外に行った部活動の顧問としての業務は、 <u>教員としての職責を全うするために</u> おこなわれたもので、 <u>全くの自主活動とはいえない</u> 。校長は、教員が心身の健康を損なわないように安全に配慮する義務を負うが、 <u>教員の負担を軽減するための措置が行われたとはいえない</u> 。	
市： <u>部活動は超過勤務4項目に含まれず、教員の自由裁量に委ねられている</u> ため、安全は配慮義務違反に当たらない。	b)遺族： <u>学校側が安全配慮を怠ったため</u> 、クラスの担任や部活動の顧問で長時間労働を強いられ、 <u>くも膜下出血死に至った</u>

2014年福井市の27歳の教員自死に関して、校長の過重勤務軽減の安全配慮義務違反による損害賠償命令（2019年福井地裁）

2017年大阪府高校教員の適応障害発症の校長の安全配慮義務違反認定（2022年大阪府裁）

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法

校長は超過勤務4項目以外は時間外勤務命令を出すことができない。時間外勤務手当・休日勤務手当を支給しない代わりに給料月額4%に相当する額を教職調整額として支給。

【超勤4項目】校外学習その他生徒の自習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務

(2)働き方改革とは 労働安全衛生法遵守を組織として取り組むことである

労働安全衛生法（事業者等の責務）

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

(3)学校職員の労働安全衛生のための「国東市立学校安全衛生管理規程」整備（2006年）

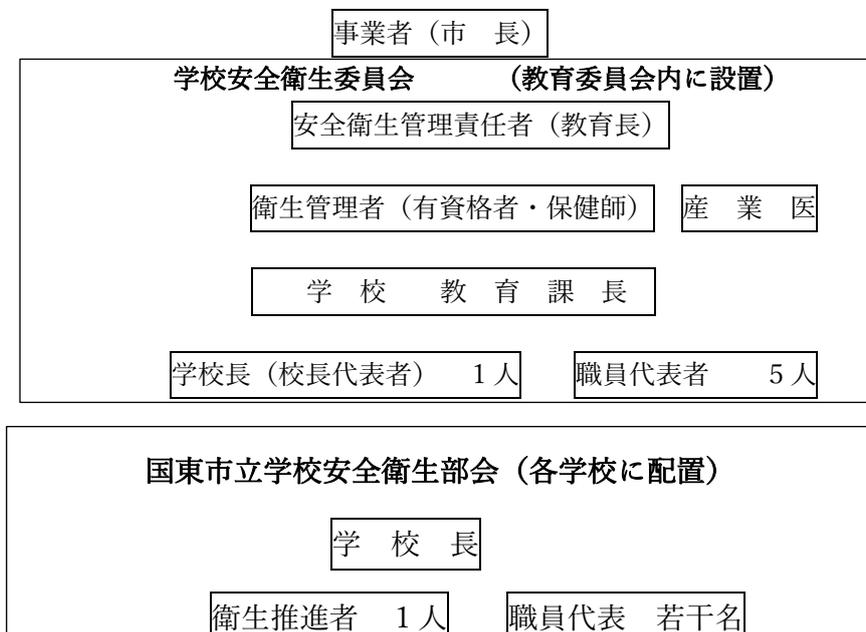
①目的：労働安全衛生法等による、学校職員の安全及び衛生の管理

②管理体制

事業者：市長、管理責任者：教育長、学校教育課長、学校長、産業医、保健師（教育総務課）等

③国東市教育委員会事務局組織規則（分掌事務）第3条に教職員の労働安全衛生の規定がない

図12 国東市立学校職員安全衛生管理体制組織図

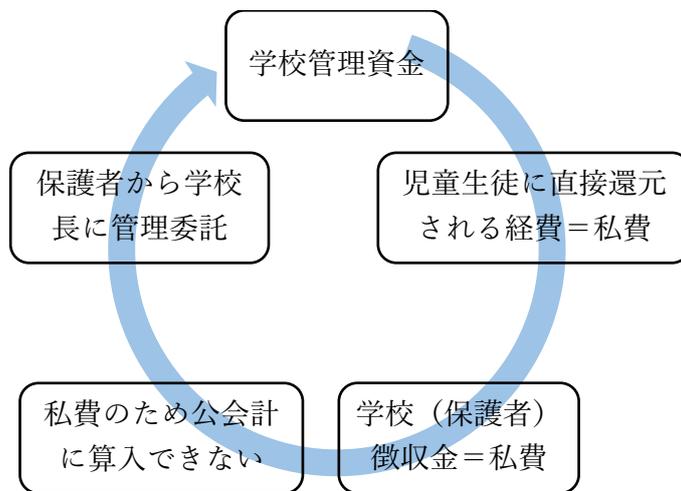


出所：国東市立学校職員安全衛生管理規程

(1)教育委員会一般における公立学校（保護者）徴収金を私費（＝学校管理）とする考え方

- ①児童生徒に直接還元する経費は私費として保護者に負担を求め、私費のため学校が管理
教材費、給食食材費、修学旅行費、習字用具費、水彩用具費、裁縫用具費、卒業アルバム費等

図13 学校長が学校徴収金と経費を私費として管理する構造



川上泰彦『教育の行政・政治・経営』2019年、放送大学振興会、第6章 教材費や給食費といった学校徴収金は、これまで多くが私会計として処理されてきた。すなわち公会計として設置者である自治体が出納を管理するのではなく、各学校や各学級単位で金銭管理がなされていたのであり、公会計と違って役所の関与する手続きがないことから、学校・教員にとってはある種「使い勝手」のよいものとなっていた。(略) また、未納金についても学校・学級の単位で対処することが求められるため、未納対応を教員が行なったり、不足分によって教材や給食の供給が不十分になる事態の他、教員・管理職等が（ポケットマネー等で）不足分を充当するといった不適切な事例も散見された。そこで一部の学校では学校徴収金全般を公会計化し、学校事務職員が分任出納員となって現金管理を一元化して財政規律を向上させる例が現れている。(略) これに対して、学校における「働き方改革」の文脈では、金銭の徴収・管理といった業務による教員の負担感・多忙の解消という観点から、公会計化を進め、学校徴収金業務と併せて教員の業務としないことが提言された。今後は学校事務職員を中心に、学校の金銭的管理が進められ透明化が図られることが考えられる。

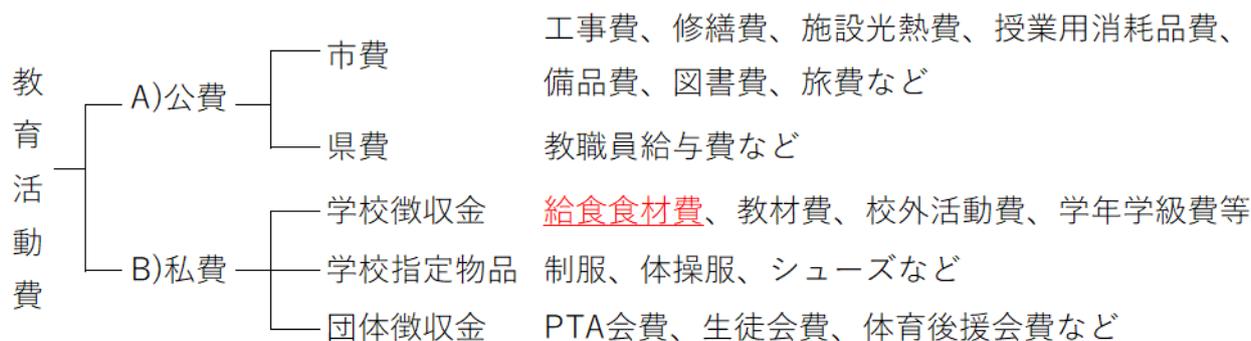
④国東市における学校徴収金の考え方

- ア)「学校徴収金」とは、教育活動を円滑に行うための経費のうち、児童生徒に直接還元する目的で、学校が保護者から徴収し、管理する経費をいう。
- イ)「学校指定物品」とは、教育活動上必要とする制服、体操服、シューズ等の物品であって、学校が指定し、保護者が販売業者から購入するものをいう。
- ウ)「団体徴収金」とは、校長が、学校の運営及び教育活動に密接に関係するPTA、体育後援会等の団体の長から会計事務の委任を受けている当該団体の運営及び活動経費をいう。
(出所：国東市立学校徴収金等取扱規程第2条（定義）)

⑤総計予算主義の原則「すべての収入支出を歳入歳出予算に編入しなければならない」を学校徴収金に適用した場合

公共団体が実施する教育活動における児童生徒に還元される経費は、歳出予算に計上し、その負担金は、(款)分担金及び負担金において歳入する。

図 14 国東市立学校の公費（公会計予算編入）及び私費(学校徴収金)の分類



出所：国東市教育委員会『学校徴収金等マニュアル』2017年1月、給食食材費は筆者加筆

[参考]給食費保護者負担金の総計予算主義を適用すべき場合、適用すべきでない場合

(1)総計予算主義を適用すべき場合：運営主体が地方公共団体

- ①地方公共団体が学校給食施設を設置し、自ら運営
- ②地方公共団体が学校給食施設を設置し、PTA等に運営委託

(2)総計予算主義を適用すべきでない場合：運営主体がPTA等の別団体系

- ①PTA等が学校給食施設を設置し、自ら運営
- ②PTA等が地方公共団体設置の学校給食施設を借り受け、PTA等が運営

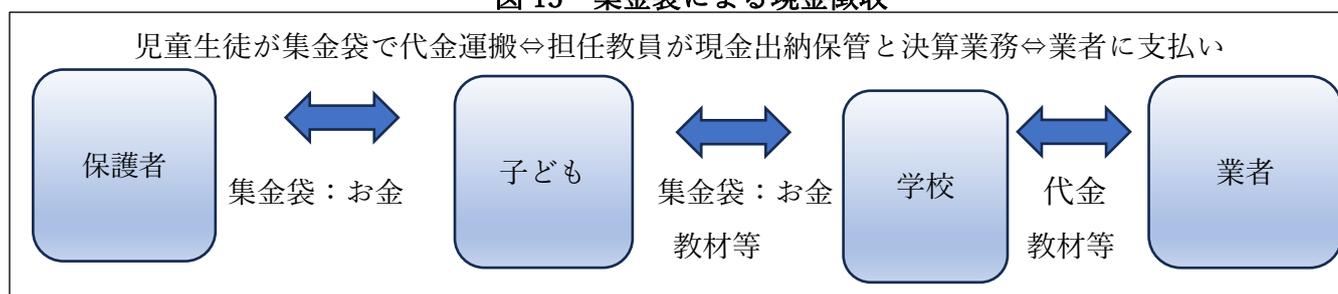
出所：地方自治制度研究会編集『地方財務実務提要』ぎょうせい

参考4 学校徴収金（学校長管理資金）のキャッシュレス化から公会計化までの改善事例

(1)国東市は集金袋による教職員の徴収管理

教師と保護者・児童の負担：最も大きい

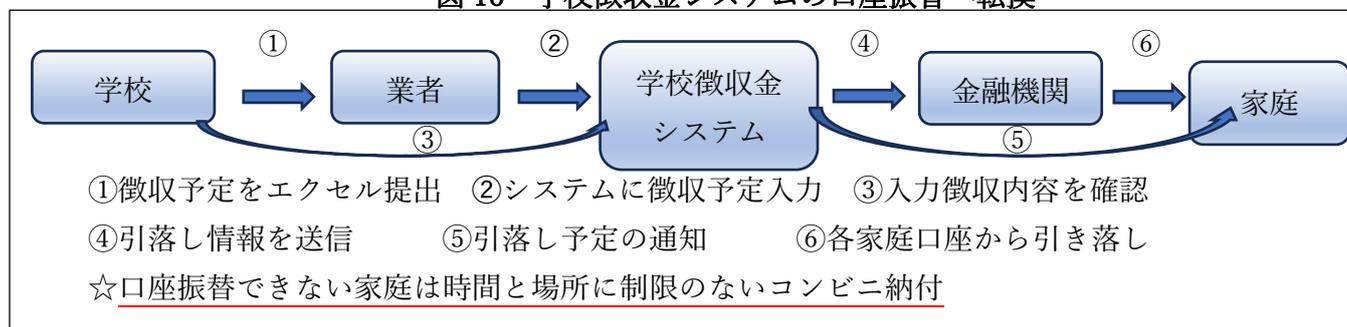
図 15 集金袋による現金徴収



(2)熊本市教育委員会等の学校徴収金システムによる口座引落

- ①口座振替先：学校長口座：学校長口座の出納管理
- ②教職員の手から離れない：学校長口座から引き落としとして現金での支払い・振込、決算など

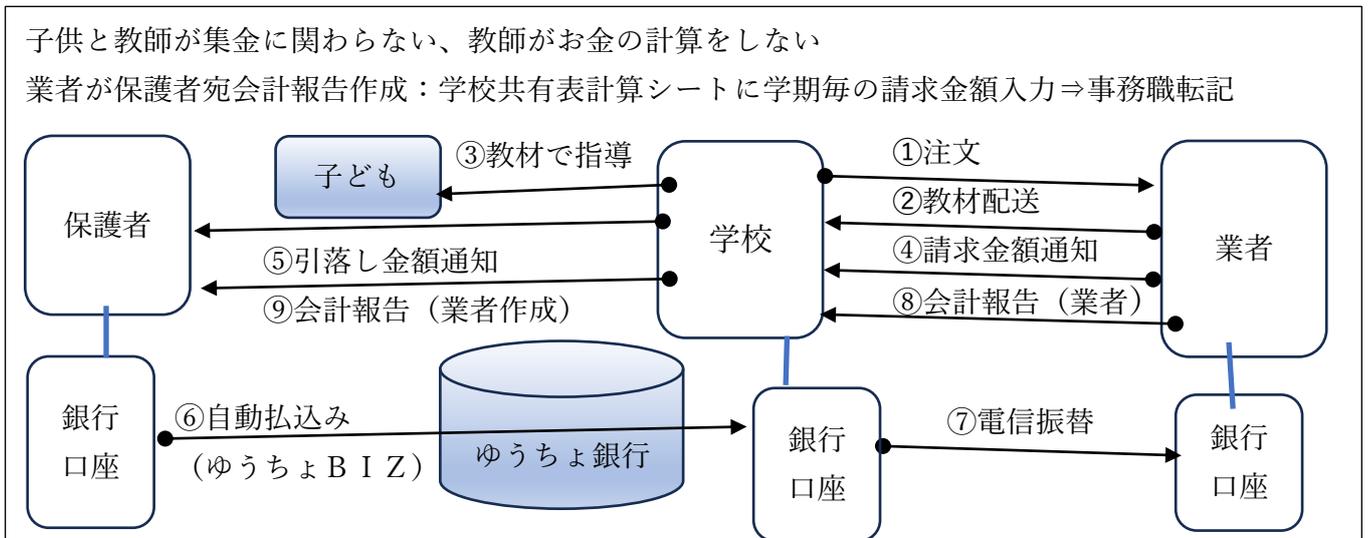
図 16 学校徴収金システムの口座振替へ転換



(3)大分市、兵庫県いすみ市立東小学校等のゆうちょ BIZ を介す口座振替

キャッシュレス化できるが、教職員の手から会計管理が離れない、郵貯口座が必要

図 17 ゆうちょ Biz を活用したいすみ市立東小学校の口座振替への転換



(4)鳥取市の学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計編入

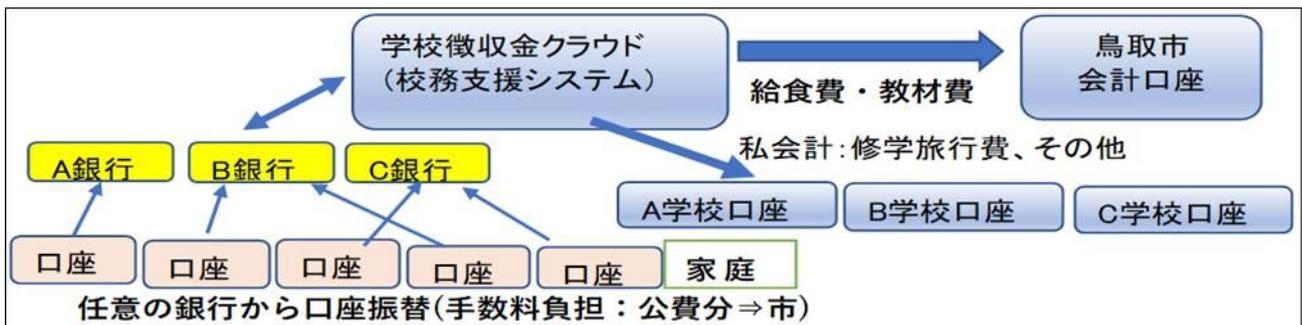
①校長会からの働き方改革の要望で補助教材費と学校給食費を一般会計予算編入

②教材費の上限額を設定⇒補助教材の統一を上限金額制限により行う

	使用教材	補助教材の上限額
小学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1人当たり 年額 15,000 円
中学校	テスト、ドリル、ワークブック、問題集、資料集、実習教材、準教科書、検査	1人当たり 年額 20,000 円

出所：鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則第 4 条 2 項別表

図 18 鳥取市の学校徴収金システムによる一括口座振替と一般会計編入



参考5 児童手当特別徴収による未収金充当制度

子どもの徴収金未納対策改善の土台：平成24年児童手当法改正による児童手当特別徴収

特別徴収の対象となる福祉・教育徴収金の範囲を規定（政令）

○ 申出による徴収の対象となる「学校給食費その他の学校教育に伴って必要な省令で定める費用」を規定（省令）

- ・ 保育所保育料（法律に規定のため省令には規定せず） ・ 学校給食費
- ・ 幼稚園の保育料 ・ 学用品費 ・ 放課後児童クラブ利用料
- ・ その他義務教育（幼稚園を含む）に伴って必要な費用（学級費・児童会費・生徒会費・修学旅行費等）を想定

出所：10月から子ども手当～平成23年10月から子ども手当が変わります Q&A

Q9 及び参考資料5頁 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/shiryo/dl/05.pdf>

雇児発 0331 第1号平成24年3月31日 都道府県知事 殿 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
児童手当法の一部を改正する法律等の施行について

第4 雑則に関する事項

2 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等（法第22条の3、第22条の4及び附則第2条、施行令第9条の2並びに規則第12条の10及び第12条の11関係）

(1) 市町村長は、受給資格者が、児童手当等の支払を受ける前に、児童手当等の額の全部又は一部を、学校給食法に規定する学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。「保育料」という。）その他これに類するもののうち当該受給資格者に係る児童に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に児童手当等の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとする。

このとき、「学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用」及び「（保育料）その他これに類するもの」とは、それぞれ以下に掲げる費用とすること。

《学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用》

- ① 学校給食費
- ② 幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（⑤において「幼稚園等」という。）の保育料
- ③ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（⑤において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用
- ④ 児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用
- ⑤ その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴って必要な費用

《（保育料）その他これに類するもの》

- ⑥ 子育て短期支援事業の利用料
- ⑦ 一時預かり事業の利用料
- ⑧ 家庭的保育事業の利用料
- ⑨ 病児・病後児保育事業の利用料
- ⑩ 特定保育事業の利用料
- ⑪ その他保育料に類する費用。なお、「⑪その他保育料に類する費用」としては、延長保育料や休日保育料等が該当するものであること。

参考 6 2020-2021 年度小中学校徴収金の状況：訪問調査結果

(1) 総務課及び財務管理専門委員による訪問調査

(2) 行政負担すべき経費は予算で対応するように改善

表 14 小中学校徴収金訪問調査結果

学級費・教材費	
熊毛小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→確認者（ ）→ →保管（現金・校長室金庫）→担任→業者（現金払い/口座振込ベネッセのみ） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（校長・教頭 / ） ・ 学級通信（校長・担任捺印） 徴収内容→保護者 集金袋：担任領収印 ・ 収入決裁 ・ 支出決裁 校長*学期末ごとに「支出確認書」決裁 ・ 学級費100円/月 →お楽しみ会など ・ 滞納者がいない ・ 出納簿 有 ・ 決算報告 監査者：正・副クラス役員 報告時期・場所：年度末 各学級
国東小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→保管（学年ごと通帳管理・耐火金庫）→担任→業者（現金払い/口座振込） ・ 校務員が労働金庫で現金入出金 ・ 滞納 就学援助費充当
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→確認（学年会計担当）⇒保管（通帳管理・校長失金庫）→担任→業者（現金払い/福岡業者のみ口座振込） ・ 滞納 就学援助費充当 担任が文書で督促 ・ 決算報告 監査者：学年役員 2 人 報告時期・場所：PTA総会
志成学園小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→保管（金庫）→業者（現金払い） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（校長 / 校長室） ・ 教材の承認 校長 ・ 滞納者 なし ・ 監査報告 7月、12月、3月 学校内
志成学園中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→確認（学年会計担当）⇒保管（通帳）→業者（現金払） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（校長・事務職員 / 校長室・事務室書庫） ・ 教材の承認 校長 ・ 滞納者 なし ・ 監査報告 7月、12月、3月 学校内
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（学年会計担当）→確認（学年主任）⇒保管（通帳） →業者（現金払 / 口座振込）・金庫の鍵の管理者/保管場所（校長：ダイヤルナンバー） ・ 教材の選定：選定委員会(夏休と冬休教材のみ) ・ 滞納者 なし ・ 監査報告 3月 PTA総会
学校指定物品	
熊毛小学校	・ 体操服のみ選定 ・ 岐部衣料が入学説明会で説明・学校は購入に関与なし
国東小学校	。学校は関与しない
国東中学校	・ 6 年生に説明 ・ 市内衣料品店組合と協議
志成学園小学校	指定：体操服 以下、5, 6年のみ制服、上履き、帽子、体育館シューズ 支払現金の学校受託 ある
志成学園中学校	指定：制服、体操服、上履き、帽子、体育館シューズ 支払現金の学校受託 ある
安岐中学校	指定：制服、体操服、上履き、通学鞆、体育館シューズ等 支払現金の学校受託 ない

※【不記載】

1.) 東国東郡中体連：国東市・姫島村の共同事業⇒2022 年度から一般会計化

2.) 国東地区学校保健会：(事務局)国東市小中学校固定事務局

(事業目的)国東市・姫島村・国東高校養護教諭等研修、

(負担金算定根拠)：児童・生徒人割+医師会賛助金

PTA会計	
熊毛小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→担任→教頭→保管（通帳/校長室金庫）・金庫鍵（校長・教頭） →業者（現金払/口座振込-保険料・上部団体負担金など） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（校長・教頭） ・ 滞納なし [決算報告] 監査者：PTA会長立会の上、2名の会員が監査 報告時期・場所：総会
国東小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→担任→教頭→保管（労働金庫通帳・ ） →業者（現金払/口座振込-保険料・上部団体負担金など） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（教頭） ・ 滞納なし [決算報告] 監査者：PTA会長立会の上、2名の会員が監査 報告時期・場所：総会
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→受領者（担任）→確認（事務員）⇒保管（通帳・金庫）→（現金払い） ・ 支出決裁：年度末-教頭 ・ 滞納 なし ・ 決算報告 監査者：学年役員2人 報告時期・場所：4月PTA総会 卒業生精算
志成学園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→担任→教頭→保管（通帳）→業者（現金払） ・ 金庫の鍵の管理者/保管場所（校長・事務職員/校長室・事務室書庫） ・ 滞納なし [決算報告] 報告時期・場所：4月 学内
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集金袋→担任→教頭→保管（通帳） ・ 金庫鍵（校長・事務室職員//校長室・事務室書庫） ・ 滞納なし ・ 業者（現金払/口座振込） ・ 収入決裁校長・支出決裁：年度末-教頭 [決算報告] 監査者：保護者代表 報告時期・場所：3月中間報告、4月PTA総会報告
就学援助費（一部の保護者）	
熊毛小学校	該当なし
国東小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長名で扶助費申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座⇒充当 ・ 充当先：学校給食費、校外活動、修学旅行費など ・ その日の内に処理？⇒残金（現金）⇒保護者・捺印
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長名で扶助費申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座 ⇒通帳保管*事務室金庫：事務職員 ・ 充当先：学校給食費、校外活動、修学旅行費など・校長名⇒精算書⇒郵送⇒保護者
志成学園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長名で扶助費申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長名で扶助費申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座振込⇒事務職員 ⇒通帳保管*事務室金庫：事務職員 鍵保管者：教頭
修学旅行費	
熊毛小学校	特定の日を指定 未収なし 保護者が学校に現金持参⇒受領者：6年生担任[⇔確認者なし] ⇒(同日)業者に現金支払 1日で集金・支払
国東小学校	特定の日を指定 保護者が学校に現金持参⇒受領者：6年生担任[⇔確認者なし]
国東中学校	特定の日を指定 未収なし 保護者が学校に現金持参⇒受領者：学年主任[⇔旅行会社同席]
志成学園小学校	特定の日を指定 預り金724,059円 未収なし
志成学園中学校	保護者⇒業者口座振込 未収なし
安岐中学校	特定の日を指定 未収なし 保護者が学校に現金持参⇒受領者：学年主任[⇔確認者校長]

遠距離通学費補助金：自転車通学補助金	
国東中学校 志成学園中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座 ⇒現金支払＊保護者（文書で印鑑持参受取の呼出し通知） ・現金・通帳保管＊事務室金庫 安岐中学：該当生徒なし ・正規事務職員欠如⇒支援センター関与 ・遠距離通学に係る通学費補助条例：通学距離6～10km/7千円,10km以上/1万円
ヘルメット補助金	
国東中学校 志成学園中学校 安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請（添付：委任状）⇒市1人千円⇒校長口座 ・保護者1900円（安岐中1800円）⇒集金袋＊受領(担任)⇒事務職員 ⇒事務職員が業者現金支払・現金・通帳保管＊事務室金庫 志成学園の通帳保管場所？ ・支出根拠：遠距離通学に係る通学費補助条例 ・正規事務職員欠如⇒支援センター関与 業者支払：口座振込 対象：校長がヘルメット着用を認める生徒、1千円
遠距離通学費補助金：通学バス料金	
熊毛小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請（添付：委任状）⇒市⇒校長口座⇒大銀に行く⇒大分交通口座 ※振込手数料550円：大分交通（株）負担
国東小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・同日処理 ※正規事務職員がいない学校：支援センター関与 ・支出根拠：遠距離通学に係る通学費補助条例
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：国見町・国東町の一部地域児童・生徒、バス料金全額 ・国東小学校：該当なし 武蔵、安岐地域：該当なし
ボランティア社会福祉協議会交付金	
熊毛小学校	本年は該当なし、花の苗代等に使用
国東小学校	本年は該当なし
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請⇒社会福祉協議会⇒現金4万円⇒事務職員 ⇒通帳保管＊事務室金庫：事務職員
志成学園 小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請⇒社会福祉協議会⇒現金5.1万円⇒事務職員 ⇒通帳保管＊事務室金庫：事務職員
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校長名で補助金申請⇒社会福祉協議会⇒現金4.5万円⇒PTA会計口座 ⇒通帳保管＊事務室金庫：分掌担当 金庫の鍵：校長＊ダイヤルナンバー ・園芸用品購入 ・決算書を社会福祉協議会へ提出
公衆電話代	
国東中学校 志成学園 安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・熊毛小はない、国東小は令和2年撤去 ・国東中、志成学園、安岐中学 ある ・公衆電話⇒校務員又は事務職員⇒JA公衆電話口座
体育後援会費	
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学年費⇒西村先生・通帳⇒現金⇒各部活顧問＊請求・領収書 ・保管（校長室金庫）
志成学園	<ul style="list-style-type: none"> ・学年費⇒教頭先生・通帳⇒現金⇒各部活顧問＊請求・領収書
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学年費⇒教頭先生・通帳⇒現金⇒各部活顧問＊請求・領収書 ・保管（校長室金庫） ・金庫のカギ＊校長・ダイヤルナンバー ・収入支出決裁：校長 監査報告：PTA総会 ・配分：基本2万円＋部員割 ・2022年会計管理予定：顧問教諭の会計管理なくす⇒部活動保護者会に任せる
生徒会費	
国東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学年費⇒受領（担当教員）/通帳⇒現金⇒部活顧問＊請求・領収書 ・保管（校長室金庫） ・金庫の鍵：安岐中＊校長と事務職員 ・決算報告 PTA総会
安岐中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・志成学園：ない